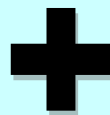


確定申告書への マイナンバーの記載等について

平成 28 年分以降の申告書には、

マイナンバー（12 桁）の記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。



本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※ 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

【本人確認書類の例】

例 1 マイナンバーカード

例 2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

が必要です！



所得税のほか、消費税や
贈与税の申告書にも必要
です！



国税局・税務署

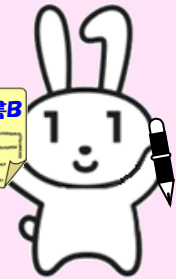
マイナンバーの記載箇所

<第一表>

本人のマイナンバー

申告書B様式で説明します。

申告書B



ポイント

申告書には次の方のマイナンバーを記入します。

【第一表】

- ・ 本人

【第二表】

- ・ 配偶者（※）
- ・ 扶養親族
- ・ 事業専従者

（※）配偶者（特別）控除の適用を受ける配偶者

<第二表>

配偶者のマイナンバー

扶養親族のマイナンバー

事業専従者のマイナンバー

16歳未満の扶養親族のマイナンバー

申告書A様式にも同様に

- ・ 本人
- ・ 配偶者
- ・ 扶養親族

のマイナンバーを記載する欄があります！

所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

個人番号

申告書A



本人確認書類（写し）の添付

ポイント

申告書に添付が必要な本人確認書類（写し）は、**ご本人分のみ**です。

【本人確認書類の例】

例 1

マイナンバーカード

（表面）



（裏面）



※ マイナンバーカードは
両面の写しが必要です。

例 2

通知カード



運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など



【添付書類台紙】

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 添付書類台紙

住所 フリガナ 氏名

源泉徴収票（原本）

本人確認書類（写）

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方
マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

（表面） （裏面）

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方
「Ⅰ 番号確認書類」の写しと「Ⅱ 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。
※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

Ⅰ 番号確認書類
（ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し）
・通知カード
・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
（マイナンバーの記載があるものに限ります。）
などのうちいずれか1つ

Ⅱ 身元確認書類
（記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し）
・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証
・パスポート ・身体障害者手帳
・在留カード
などのうちいずれか1つ

○ 申告に当たっては、上記①及び②の書類（該当するものに限ります。）などを、この台紙に順番にのりつけし申告書と一緒に提出する、申告書を提出する際に提示してください（源泉徴収票は提出が必要です）。
○ 医療費の領収書等は、この台紙に貼らずに、医療費の明細書（封筒）や適宜の封筒に入れて提出してください。

本人確認書類の写しは、
「添付書類台紙」に貼付
してください。

写しを添付しない場合は、
提出の際に税務署の窓口等
で「本人確認書類（原本）」
を提示してください。



是非、ご自宅のパソコンで申告書の作成を!!

ご自宅で作成コーナーを利用すると、こんなに便利!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

※住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、マイナンバーカードの交付を受けるまで、e-Taxでご利用いただけます。

税務署に出向く必要なし!

e-Tax又は印刷して郵送等により提出することができます。

いつでも利用可能!

確定申告期間中は、休日を含め24時間利用できます。

自動で税額を計算!

収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算することができます。

プリントサービスにも対応!

コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。

▶ タブレット端末からもご利用できます!

タブレット端末からは、所得税の確定申告書作成コーナーのみが利用できます。なお、パソコンで利用可能なe-Taxでの送信など、一部機能がご利用できませんので、申告に当たっては、申告書を印刷して郵送等により提出する必要があります。

タブレット端末からはこちらのQRコードをご利用ください。



お問合せはお電話で! ~ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます~

▶ 作成コーナーの操作などに関するお問合せ



パソコンはあまり得意じゃないんだよね。
自宅で申告書を作成中に、操作方法が分からない場合はどうしよう?

大丈夫!!作成コーナーの操作に関するご質問は
お電話で問い合わせることができます。



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

➤月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります。)

間違いの電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバーカードの取得やICカードリーダライタの設定などマイナンバーに関するご質問

➤月曜日～金曜日 9:30～20:00 ➤土日祝日 9:30～17:30 (年末年始を除きます。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください(通常の通話料金となります。)

▶ 税務相談などに関するお問合せ



自宅で申告書を作成中に、ちょっと申告内容に関して
相談したいんだけど、どこに聞けばいいかな?

申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、
お電話で問い合わせることができます。



最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。